

議案第 2 1 号

令和 3 年度成田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 3 年度成田市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度成田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収	入	
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益	3, 5 7 0, 5 2 4 千円	△ 5 6, 3 5 8 千円	3, 5 1 4, 1 6 6 千円
第 1 項	営 業 収 益	1, 4 6 3, 9 3 2 千円	△ 2 2, 6 9 7 千円	1, 4 4 1, 2 3 5 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	2, 1 0 6, 5 9 2 千円	△ 8 7, 0 9 2 千円	2, 0 1 9, 5 0 0 千円
第 3 項	特 別 利 益	0 千円	5 3, 4 3 1 千円	5 3, 4 3 1 千円
		支	出	
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	3, 5 2 0, 6 3 9 千円	△ 3 8, 6 5 7 千円	3, 4 8 1, 9 8 2 千円
第 1 項	営 業 費 用	3, 4 3 8, 0 0 2 千円	△ 4 6, 0 4 7 千円	3, 3 9 1, 9 5 5 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	7 8, 6 3 7 千円	7, 3 9 0 千円	8 6, 0 2 7 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額407,251千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額108,564千円及び当年度分損益勘定留保資金298,687千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額388,681千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額91,782千円、減債積立金31,492千円及び当年度分損益勘定留保資金265,407千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	1,221,179千円	△102,909千円	1,118,270千円
第1項	企業債	855,400千円	△87,700千円	767,700千円
第2項	出資金	100,118千円	△71,868千円	28,250千円
第3項	補助金	264,388千円	△15,945千円	248,443千円
第4項	工事負担金	1,273千円	72,604千円	73,877千円
		支	出	
第1款	資本的支出	1,628,430千円	△121,479千円	1,506,951千円
第1項	建設改良費	1,226,242千円	△121,479千円	1,104,763千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
成田市下水道事業	千円 855,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融通条 件による。ただ し、企業財政そ の他の都合によ り繰上償還又は 低利債に借り換 えすることができる。	千円 767,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融通条 件による。ただ し、企業財政そ の他の都合によ り繰上償還又は 低利債に借り換 えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1 1 0, 1 8 2 千円	△ 8, 0 9 7 千円	1 0 2, 0 8 5 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「1 8 1, 0 1 7 千円」を「9 8, 0 6 3 千円」に改める。

令和4年2月18日提出

成田市長 小 泉 一 成

令和３年度成田市下水道事業会計補正予算（第２号）実施計画内訳書

(収益的収入)

(単位 千円)

款 項	目	予 定 額			節	金 額	説 明
		補正前の額	補 正 額	計			
1 下水道事業収益		3,570,524	△ 56,358	3,514,166			
1 営業収益		1,463,932	△ 22,697	1,441,235			
	1 下水道使用料	1,316,232	△ 3,712	1,312,520	1 下水道使用料	△ 3,712	
	2 負担金	147,300	△ 18,805	128,495	1 一般会計負担金	△ 18,805	雨水処理等負担金
	3 その他営業収益	400	△ 180	220	1 手数料	△ 180	指定工事店申請に関する手数料
2 営業外収益		2,106,592	△ 87,092	2,019,500			
	1 他会計負担金	181,017	△ 82,954	98,063	1 一般会計負担金	△ 82,954	汚水処理等負担金
	2 長期前受金戻入	1,914,689	5,650	1,920,339	1 長期前受金戻入	5,650	
	3 消費税及び地方 消費税還付金	10,000	△ 10,000	0	1 消費税及び地方 消費税還付金	△ 10,000	
	4 雑収益	886	212	1,098	1 下水道用地占用 料	212	
3 特別利益		0	53,431	53,431			
	1 過年度損益修正 益	0	53,431	53,431	1 過年度損益修正 益	53,431	前年度分流域下水道事業維持管理費 負担金返還金

(収益的支出)

(単位 千円)

款 項	目	予 定 額			節	金 額	説 明
		補正前の額	補 正 額	計			
1 下水道事業費用		3,520,639	△ 38,657	3,481,982			
1 営業費用		3,438,002	△ 46,047	3,391,955			
	2 ポンプ場費	147,740	1,444	149,184	2 手当	△ 382	制度改正等
					3 法定福利費	△ 174	制度改正等
					12 光熱水費	2,000	マンホールポンプ等電気料金
	3 総係費	198,817	△ 7,176	191,641	1 給料	△ 3,597	職員数の減
					2 手当	△ 2,300	職員数の減等
					3 法定福利費	△ 996	職員数の減等
					7 旅費	△ 132	
					18 賃借料	△ 151	ネットワークシステム使用料他
	4 流域下水道事業 維持管理費	762,403	△ 44,932	717,471	1 流域下水道事業 維持管理費負担金	△ 44,932	印旛沼流域下水道事業維持管理費負 担金
	5 減価償却費	2,264,504	2,518	2,267,022	1 有形固定資産減 価償却費	2,518	建物 △ 2,986
							構築物 3,526
							機械及び装置 2,163
							工具、器具及び備品 △ 185
	6 資産減耗費	2,715	2,099	4,814	1 固定資産除却費	2,099	機械及び装置 2,099

(収益的支出)

(単位 千円)

款 項	目	予 定 額			節	金 額	説 明
		補正前の額	補 正 額	計			
2 営業外費用		78,637	7,390	86,027			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	78,137	△ 2,610	75,527	1 企業債利息	△ 2,610	
	3 消費税及び地方消費税	0	10,000	10,000	1 消費税及び地方消費税	10,000	

(資本的収入)

(単位 千円)

款 項	目	予 定 額			節	金 額	説 明
		補正前の額	補 正 額	計			
1 資本的収入		1, 221, 179	△ 102, 909	1, 118, 270			
1 企業債		855, 400	△ 87, 700	767, 700			
	1 企業債	855, 400	△ 87, 700	767, 700	1 企業債	△ 87, 700	
2 出資金		100, 118	△ 71, 868	28, 250			
	1 出資金	100, 118	△ 71, 868	28, 250	1 一般会計出資金	△ 71, 868	
3 補助金		264, 388	△ 15, 945	248, 443			
	1 国庫補助金	264, 388	△ 15, 945	248, 443	1 社会資本整備総合交付金	△ 15, 945	改築更新下水道事業他
4 工事負担金		1, 273	72, 604	73, 877			
	1 受益者負担金	1, 273	412	1, 685	1 受益者負担金	412	
	2 工事負担金	0	72, 192	72, 192	1 工事負担金	72, 192	土屋調整池電気室移設工事等負担金

(資本的支出)

(単位 千円)

款 項	目	予 定 額			節	金 額	説 明
		補正前の額	補 正 額	計			
1 資本的支出		1, 628, 430	△ 121, 479	1, 506, 951			
1 建設改良費		1, 226, 242	△ 121, 479	1, 104, 763			
	1 管渠費	958, 018	△ 24, 012	934, 006	16 委託料	△ 23, 449	根木名川雨水 7 号支線実施設計委託他
					24 補償費	△ 446	工事に伴う家屋補償他
					32 工事請負費	△ 117	江川雨水 2 号支線築造工事他
	2 ポンプ場費	207, 632	△ 84, 367	123, 265	16 委託料	△ 55, 145	下水道ポンプ場施設改築実施設計業務委託他
					32 工事請負費	△ 29, 222	本城中継ポンプ場整流器更新工事他
	3 流域下水道事業 建設費負担金	31, 892	△ 12, 272	19, 620	1 流域下水道事業 建設費負担金	△ 12, 272	印旛沼流域下水道事業建設費負担金
	4 事務費	28, 700	△ 828	27, 872	2 手当	△ 505	制度改正等
					3 法定福利費	△ 323	制度改正等

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	0	10	0	40,243	33,629	73,872	28,213	102,085
補 正 前	0	12	0	43,840	36,636	80,476	29,706	110,182
比 較	0	△ 2	0	△ 3,597	△ 3,007	△ 6,604	△ 1,493	△ 8,097

(単位 千円)

手当の内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	管 理 職 手 当	期末・勤勉 手 当	休日勤務 手 当
	補正後	1,342	5,492	1,726	1,184	2	5,309	744	17,790	40
	補正前	1,410	5,981	1,932	1,027	2	6,020	744	19,490	30
	比 較	△ 68	△ 489	△ 206	157	0	△ 711	0	△ 1,700	10

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3, 597	1. 給与改定に伴う増減分			
		2. 昇給に伴う増加分			
		3. その他の増減分	△ 3, 597		職員数の増減 補正後 10 人 補正前 12 人 増 減 △ 2 人
手 当	△ 3, 007	1. 制度改正に伴う増減分	△ 614	期末・勤勉手当 △ 614	年間支給率 4.45月分 → 4.30月分
		2. その他の増減分	△ 2, 393	扶養手当 △ 68 地域手当 △ 489 住居手当 △ 206 通勤手当 157 時間外勤務手当 △ 711 期末・勤勉手当 △ 1, 086 休日勤務手当 10	

3. 給料及び手当の状況

(1)職員 1 人当たり給与

区 分		一般行政職
令和 4 年 1 月 1 日 現在	平均給料月額	311,100 円
	平均給与月額	410,124 円
	平均年齢	40 歳 0 月
令和 3 年 1 月 1 日 現在	平均給料月額	299,225 円
	平均給与月額	394,596 円
	平均年齢	38 歳 5 月

(2)初 任 給

区 分	一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
高 校 卒	154,900 円	169,100 円 (18歳運転手の場合)
大 学 卒	188,700 円	

(3) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)		級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年1月1日 現在	9	0	0.0	令和3年1月1日 現在	9	0	0.0
	8	1	10.0		8	1	8.3
	7	0	0.0		7	0	0.0
	6	2	20.0		6	2	16.7
	5	3	30.0		5	3	25.0
	4	2	20.0		4	3	25.0
	3	2	20.0		3	2	16.7
	2	0	0.0		2	1	8.3
	計	10	100.0		計	12	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
一般行政職	主 事	主任主事	副 主 査	主 査	係 長	課長補佐	課 長	部 長

(4)昇給

区 分			一 般 行 政 職
補 正 後	職 員 数 (A)		10 人
	昇給に係る職員数 (B)		9 人
	号 給 数 内 訳	4号給	8 人
		5号給	1 人
	比 率 (B)／(A)		90.0 %
補 正 前	職 員 数 (A)		12 人
	昇給に係る職員数 (B)		11 人
	号 給 数 内 訳	4号給	11 人
	比 率 (B)／(A)		91.7 %

(5)特殊勤務手当

区 分	一 般 行 政 職
給料総額に対する比率	0.01 %
支給対象職員の比率（令和4年1月1日現在）	0.0 %
支給対象職員1人当たり平均支給月額	0 円
代表的な特殊勤務手当の名称	高 所 等 作 業 手 当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
補 正 後	(1.175 月分) 2.225 月分	(1.075 月分) 2.075 月分	(2.25 月分) 4.30 月分	有	
補 正 前	(1.175 月分) 2.225 月分	(1.175 月分) 2.225 月分	(2.35 月分) 4.45 月分	有	
一般会計の制度	(1.175 月分) 2.225 月分	(1.075 月分) 2.075 月分	(2.25 月分) 4.30 月分	有	

※ 支給期別支給率及び支給率計の（ ）内は、再任用職員に係る支給率である。

(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分	定年前早期退職特例措置 2%～20% 加算	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分	定年前早期退職特例措置 2%～20% 加算	

(8) その他の手当

区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同	
扶 養 手 当	同	じ
地 域 手 当	同	じ
住 居 手 当	同	じ
通 勤 手 当	同	じ